

## 第4ワーキンググループ報告（骨子たたき台）

### 統計の作成関係

#### 1 行政記録情報の活用

##### (1) 基本的な考え方

###### ア 行政記録情報等の活用の必要性

近年の統計環境の悪化、報告者負担軽減の要請、厳しい行財政事情、統計精度の向上や行政透明化への要請等を踏まえ、統計作成への行政記録情報等（国の行政機関が保有する各種の行政記録情報並びに地方公共団体及び民間が保有する業務記録）の活用に対する期待は高まっており、正確かつ効率的な統計の作成等の観点から積極的に行政記録情報等を活用することが必要。

###### イ 現状

- ・諸外国においては、米国経済センサスの名簿情報、経理事項への活用を始め、統計作成に行政記録情報等が広く活用。
- ・しかしながら、我が国においては、従来から調査統計への行政記録情報等の活用の必要性が指摘されているものの、諸外国に比べ活用例が少ないのが実態。
- ・行政記録情報等の活用にあたり、これまで障害となっていたデータの電子化等の問題については、業務・システムの最適化等の進展に伴い次第に解決の方向。
- ・一方、行政記録情報等を本来の目的以外である統計作成に活用することについては、行政記録情報等を保有する部局から、国民や企業等のコンセンサスが十分に得られていないとの意見有。

##### (2) 取組の方向性

- ・本ワーキンググループ（以下「WG」という。）において、統計の作成や報告者負担軽減に相当程度寄与することが明らかになった行政記録情報等については、個別統計に積極的に活用すべき。
- ・統計の作成への行政記録情報を活用するための具体的な推進方策が必要。
- ・行政記録情報等を活用することに関し国民、企業に理解を得るための方策が必要。

### (3) 具体的な措置、方策等

#### ア 個別行政記録情報等の活用 【P】

経済センサスへの雇用保険情報及び労災保険情報の活用  
住民基本台帳情報を活用した住民基本台帳移動報告の集計の詳細化  
法人企業統計調査への有価証券報告書情報の活用

#### イ 行政記録情報等の調査の原則化

- ・平成 21 年度以降、各府省（統計作成部局）は、初めから統計調査の実施を考えるのではなく、当該統計の整備に活用できる行政記録情報等をあらかじめ調べることを原則化。
- ・総務大臣による統計調査の審査及び統計委員会の各部会における基幹統計調査の審議の際し、各府省（統計作成部局）における行政記録情報等に係る事前調査の状況を確認。

#### ウ 行政記録情報等の保有部局における集計の活用

平成 21 年度以降、行政記録情報等の提供が困難な場合の措置として、各府省（統計作成部局）から行政記録保有部局に対し、集計を依頼。

#### エ 行政記録情報等の活用に関する環境整備

総務省（政策統括官）は、次の事項を検討する会議を設置し、平成 年度末を目途に結論を得る。

- ・行政記録情報等の活用について国民や企業の理解のもとに個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策
- ・行政記録情報等について、直接統計作成に利用できるか、直接利用できなくても補助情報として活用できるかを実証的に検証する枠組み

## 2 民間事業者の活用の在り方（P）

*民間事業者の活用の在り方については、次回WG（6/24 開催予定）において、更に検討すべき事項（論点）と併せて報告骨子（案）を提示する予定。*

### 3 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の充実

#### 【国民・企業への広報・啓発活動の充実】

##### (1) 基本的な考え方

###### ア 基本的考え方

統計調査への協力が得にくい状況に適切に対処するための普及啓発活動の推進方策を策定。

###### イ 現状

従来、次のような活動を実施。

- ・ 統計一般の重要性・有用性に関する広報活動として、「統計の日」を中心に全国統計大会、統計グラフ全国コンクール、官庁統計シンポジウム、統計データ・グラフフェアの開催、ポスターの作成。
- ・ 個別の統計調査の実施時における広報として、リーフレット、パンフレット等の作成、説明会の開催、調査内容のホームページへの掲載。
- ・ 調査結果の広報として、報告者への調査結果の配布、調査結果のホームページや広報誌への掲載。

###### ウ 調査への協力を促進する観点からの充実の必要性

調査客体のプライバシー意識や事業活動上の情報管理意識の高まりに伴い調査への協力が得にくい状況が拡大。これに適切に対処するための普及啓発活動の推進方策の策定が必要。

##### (2) 取組の方向性

- ・ 協力した統計調査結果を使うことの有用性がはっきりするような広報を検討。
- ・ 協力した統計調査の結果がホームページから利用できるような仕組み(子供用のページや統計の窓口)を拡充。(この場合、当該統計を利用するときの注意点、調査票の様式や調査対象の数等基本的な情報を掲載。)

##### (3) 具体的な措置、方策等

- ・ 総務省(政策統括官)は、各府省の協力を得て、各府省のホームページにおいて、所管の各統計調査結果を利用することの具体的な有用性(国民生活等にどのように役立っているか)を広報するとともに、調査結果をより分かり易く、使いやすい形態で掲載するための具体的方策を平成 年度までに策定。
- ・ 各府省は、上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容を改善。

## 【非協力者への対処方針】

### (1) 基本的な考え方

#### ア 基本的考え方

近年の統計調査への非協力者の増加傾向を踏まえ、統計調査への非協力者に対するより積極的な対応方策を検討。

#### イ 現状

- ・統計法では、基幹統計調査について報告義務を規定（第13条）し、報告義務違反について罰則を規定（第61条）。
- ・調査客体のプライバシー意識や事業活動上の情報管理意識の高まりに伴い調査への非協力の事案が増加してきたため、実査部門から、悪質な事案に対し罰則の厳格適用等、有効な対処方法を求める要望が増加。

#### ウ 非協力者への積極的な対応の必要性

統計調査への非協力者の増加に適切に対処するため、非協力者へのより積極的な対処方策の検討が必要。

### (2) 取組の方向性【P】

次のような各種の意見があることに留意しつつ、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策を検討。

- ・多数の調査拒否は社会的な損失であることの啓蒙活動が必要。
- ・悪質なケースに対しては、警告等十分な手順を踏んだ上で、罰則適用も検討すべき。
- ・非協力も調査項目が多すぎて回答できない等様々なケースがあり、罰則適用で反発を受ける恐れもあることに留意すべき。
- ・罰則適用に伴い虚偽回答や調査拒否の誘発などの悪影響もあり得ることに留意すべき。

### (3) 具体的な措置、方策等【P】

- ・総務省（政策統括官）は、各府省の協力を得て、調査への非協力者に対する具体的な対処方策を平成 年度までに策定。
- ・各府省は、上記の具体的な対処方策に基づいて、所管の統計調査における非協力者に対処。

## 【統計教育の拡充】

### (1) 基本的な考え方

#### ア 基本的考え方

初等教育段階から、統計の具体的な有用性や統計調査への協力の重要性を学習するための教材を適切に提供。

#### イ 現状

- ・平成 20 年 3 月に小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、小学校の算数では、現行学習指導要領で 3 年生からだった、図、表、グラフを扱う領域が 1 年生から引き続き繰り返し学習するように変更。中学校の数学では、新たに「資料の活用」領域が設置され、各学年で統計と確率の学習時間を確保するなど拡充。
- ・諸外国では、用意された意味のない数値だけのデータで計算の練習を行う統計教育から、計算はコンピュータに任せ、むしろ現実の様々なデータに実際に触れさせ、何がしかの発見を経験させることを重視した統計教育に移行しつつあり、データの作成やデータの共有化の仕組み作りを組織的に実施。
- ・総務省（政策統括官）では、統計教育を実践する教員への研修を実施するとともに、統計教育教材の提供等の支援を実施。

#### ウ 調査への協力の重要性を理解するための統計教育充実の必要性

- ・近年、調査への協力が得られない状況が急速に拡大する中で、初等教育段階から、統計が具体的に行政の政策や民間の意思決定にどのように役立っているかといった有用性やその前提としての統計調査への協力の重要性を十分に学習しておくことが必要。
- ・教員が上記の学習を適切に行えるようにするための教育の実施が必要。
- ・また、教員が上記学習を実施するに当たって利用できる教材を適切に提供することが必要。

### (2) 取組の方向性

- ・統計教育では、「事実に基づいて意思決定できるから統計には価値がある」ことを示し、統計が社会の意思決定にどのように生かされているか理解させ、統計を利用して意思決定することを教えることが重要。
- ・企業では、品質管理の分野が非常に進んでおり、データを使って実際の問題解決を図ることが頻繁に行われていることに留意。
- ・日本統計学会等との連携を検討。

### (3) 具体的な措置、方策等

- ・総務省（政策統括官）は、各府省の協力を得て、各府省のホームページにおいて、所管の各統計調査結果を、教員が児童・生徒に教える際に使用する教材として提供するにあたり、その具体的な有用性（国民生活等にどの

ように役立っているか)が分かり易く、児童・生徒が関心を持つ、使いやすい教材として掲載するための具体的方策を平成 年度までに策定。

- ・各府省は、上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容を改善。

## 統計の利活用関係

### 1 オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供（P）

オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供については、今回のWGの議論を踏まえた上で、報告骨子（案）を提示する予定。

### 2 データ・アーカイブの整備

#### (1) 基本的な考え方

##### ア 基本的考え方

各府省の実施した統計調査の結果として収集された調査票情報のデータを効率的、効果的に保管し、利用できるようにするための仕組みとして、統計データ・アーカイブ(注)を整備。

(注) データ・アーカイブには、回答された調査票の記載事項をそのまま電子化したデータファイルとそのメタデータ及び二次利用のために加工されたデータが蓄積されることを想定。

##### イ 現状

- ・ 諸外国では、従来から、統計データ・アーカイブを整備し、広く利用。
- ・ 我が国では、統計調査の結果として収集された調査票情報を各府省がそれぞれの判断基準に基づき保管、管理。しかし、アーカイブを前提に保存していないため、処理プログラムも様々で陳腐化しており、データを常に読み出せる状況ではなく、遑って実際に利用できるものは極めて限定的。

##### ウ 統計データ・アーカイブ設置の必要性

政策決定や民間における意思決定に必要な社会科学や人文科学の分野における研究分析の充実強化を図る観点から、官庁統計のように系列的なデータをデータ・アーカイブとして保存し、必要に応じて利用できるような仕組みを整備することが必要。

##### エ 統計データ・アーカイブ設置の在り方の検討の必要性

- ・ 府省ごとに設置すべきか、1つの機関に集約すべきか検討することが必要。
- ・ 対象とするデータは、府省が保有するすべての統計とすべきか、重要な統計に限定すべきか検討することが必要。
- ・ 学会や大学等との連携方法を検討することが必要。

#### オ 調査票データの保存の在り方検討の必要性

現在、各府省における指定統計調査の調査票情報等の保存は、以下のよう  
に望ましい状況ではないことから、早急な対処措置が必要。

- ・昭和50年代以前の磁気媒体のデータが十分に保存されていない状況。
- ・我が国の統計データの保存期限は、各府省によって異なることから、将来データ・アーカイブが構築できても、場合によっては入力すべきデータが廃棄されている恐れ。
- ・データが劣化して使用できない状況とならないよう、定期的なアクセスモニタリングの実施や適切な保管場所におけるデータの保存が必要。

### (2) 取組の方向性

#### ア 統計データ・アーカイブの設置

- ・府省ごとに整備するのではなく、基本的には1つの機関に集約。
- ・産官学が協力して、例えば共同プロジェクトを立ち上げて整備。
- ・データ・アーカイブの蓄積対象は、各府省の重要な統計に限定。

#### イ 調査票データの保存方法

- ・政府全体としての統一的な保存の基準やガイドラインを策定。

### (3) 具体的な措置、方策等

#### ア 統計データ・アーカイブの設置

- ・総務省（政策統括官）は、統計データ・アーカイブの整備に向けた検討を実施するため、各府省や有識者等の協力を得て、統計データ・アーカイブ設立連絡会議を設置し、その設置・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲・保存方法を平成 年度までに決定。
- ・統計データ・アーカイブの整備については、総合科学技術会議や関係学会等に対し支援を要請。

#### イ 調査票データの保存方法

- ・総務省（政策統括官）は、上記(1)の検討会において、統計データ・アーカイブの整備に向け各府省の統計データの適切な保存を図るため、各府省の基幹統計調査に係る調査票データ、調査概要書類、符号表等の保存に関する統一的な基準等を検討し、ガイドラインを平成 年度に策定。
- ・各府省は、上記ガイドラインに基づき、所管の基幹統計調査に係る調査票データ、調査概要書類、符号表等を適切に保存。

### 3 各府省でのデータ共有の推進

#### (1) 基本的な考え方

##### ア 基本的考え方

各府省間でのデータ共有は、統計調査データ等の効率的な作成や国民に有用なデータのタイムリーな提供、調査負担の軽減等を図る上で重要。その取り組みの一環として、統計調査等業務の業務・システム最適化計画（以下「最適化計画」という。）に基づく各府省の各種の取り組みや政府統計共同利用システム（以下「共同利用システム」という。）の活用を積極的に推進。

##### イ 現状

- ・電子政府構築計画（平成 15 年 7 月）に基づく府省共通業務の改革の 1 つとして、平成 18 年 3 月に最適化計画を決定。
- ・上記最適化計画には、事業所等の母集団情報の整備、調査項目の標準化、個票データ記法等の標準化、統計情報の電子的提供（各府省の統計表のデータベース機能の構築・提供）、各府省ホームページのコンテンツ等の共有化など、府省間のデータ共有やこれに基づくデータ提供を推進する上で有用な取り組み方策を掲載。
- ・上記最適化計画に基づき、各府省が区々に開発・運用していた統計関係の情報システムを集約し、各府省共同利用型のシステムとして、共同利用システムを整備し、平成 20 年度から本格運用を開始。

#### (2) 取組の方向性

##### ア 最適化計画に基づく取り組みの推進

- ・共同利用システムの運用開始を含め、最適化計画に基づく各種の取り組みは、平成 20 年度以降本格化することから、まず、府省間のデータ共有に役立つ最適化計画に基づく取り組みを積極的に推進し、取り組みの効果を発揮することが重要。

##### イ 最適化計画に基づくフォローアップの実施と共同利用システムの課題把握

- ・最適化計画に基づく毎年度のフォローアップを着実に実施することにより、取り組み内容の評価、改善を推進。
- ・共同利用システムに関する利用実績や要望の把握等を通じて課題等を的確に把握。

### (3) 具体的な措置、方策等

- ・ 総務省及び各府省は、最適化計画に基づき、毎年度、データ共有の推進に貢献する各種の取り組みを積極的に推進するとともに、その取り組みのフォローアップを通じて、最適化計画や共同利用システムに関する課題を的確に把握し、適切に対処。